

マージン率などの情報について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供いたします。

(対象：2022 年度 (2021 年 9 月～2022 年 8 月))

*現在派遣事業はおこなっておりません。

① 派遣労働者数 (2022 年 8 月 31 日付)	0 名
② 派遣先事業所数 (2022 年 8 月 31 日付)	0 事業所
③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額	実績なし
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額	実績なし
⑤ マージン率平均	40.0% (予定)

計算式

マージン率とは

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か : 締結無し

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 当社従業員のうち派遣労働者として業務に従事する者を予定

⑦ 教育訓練に関する事項

: 職場の安全衛生の基本、技能実習 1、2、監督者・リーダーのための安全衛生を実施する予定。

横浜マシンサービス(有)
許可番号 派 14-303286